

6次化の取組を
応援します！

6次産業化チャレンジ事業補助金のご案内

6次産業化の取組を支援する補助金が新設されました。村内に住所を有する農林業者が対象で、個人でも利用できます。補助金を活用して6次化にチャレンジしてみませんか？お気軽に下記のお問合せ先にご相談ください。

※6次産業化とは？

農林業者が生産（1次）だけでなく、加工（2次）や販売（3次）も行い、売上を拡大するような取組です（1次×2次×3次＝6次産業化）。

1 先進地・市場調査事業

（1）補助対象経費

6次産業化に関する先進地調査、市場調査に係る経費

（例：交通費、車両借上料、研修会等参加費）

※ガソリン代及びタクシー移動に係る経費は補助の対象としません。

（2）補助率

2分の1以内

（3）補助金額

3千円から10万円まで

（4）交付回数

1年度につき2回以内



2 新商品開発事業

（1）補助対象経費

新商品開発（試作も含む。）に係る経費

（例：材料費、機械等購入費、成分分析等検査費、
製造・販売許可申請手数料）

（2）補助率

3分の2以内

（3）補助金額

5千円から20万円まで

（4）交付回数

1年度につき1回



お問合せ先：関川村役場農林課 0254-64-1447